

## はじめに

この本は、年金について中小企業の社長さん（法人の代表取締役・代表社員等）から受けることの多い質問への回答をまとめた本です。

年金について毎月全国の社長さん方から受ける質問のうち9割は、年金と役員給与との調整のしくみ（在職老齢年金制度）についてです。

年金の繰上げ・繰下げや厚生年金保険料などについての質問であっても、質問の背景には在職老齢年金制度の存在があることが多いのです。

在職老齢年金制度について誤解をして残念な思いをしている社長の多くが、従業員向けの年金情報のみを見聞きして誤解をしています。

社長の年金受給に際しては、従業員の場合と異なり、次のようなことが影響してきます。

- ・役員給与を受けている限り厚生年金保険加入をやめられない
- ・役員給与は変更できる時期が限られている
- ・65歳以降も高額報酬で働き続ける社長が多い
- ・事業承継が進まずに、70歳以降も働き続ける社長が増えている
- ・複数の法人から役員給与を受けている社長も多い
- ・役員給与以外のお金を会社から受け取っている社長も多い
- ・退任時の最終報酬月額に基づいて役員退職慰労金が算定されるような規程を作成している会社が多い
- ・配偶者も高額報酬で取締役等として働いているケースが多い
- ・社長が亡くなった後、配偶者が事業を引き継ぐケースもある

社長の年金は、特別です。

特に誤解の多い重要な項目については、各章で繰り返し詳しく解説していますので、ご参考になさってください。

本書が、社長さんや、社長さんからの年金相談対応に不安を感じておられる社会保険労務士さん、税理士さん、FPさん等のお役に立てば幸いです。

奥野 文夫

本書は令和2年1月24日現在の法律などに基づいて解説しています。将来法律などが改正される場合、内容が変わることがあります。

## 目 次

### 第1章 社長の年金の基礎知識

1. 年金の支給開始年齢と繰上げ・繰下げ	2
2. 年金の見込額	9
3. 在職老齢年金制度の基礎	18
4. 役員給与改定時期と年金	25
5. 標準報酬月額・標準賞与額と年金	36
6. 年金額改定通知書	42
7. 年金額の計算式	47
8. 役員給与引下げと年金額	57
9. 役員が被保険者・70歳以上被用者となる要件	60
10. 複数法人勤務役員の年金	63

### 第2章 60歳未満の社長からよくある質問

1. 50歳未満のねんきん定期便の注意点	72
2. 50歳以上のねんきん定期便の注意点①	77
3. 50歳以上のねんきん定期便の注意点②	84
4. 標準報酬月額・標準賞与額の上限	86

### 第3章 60歳以上 65歳未満の社長からよくある質問

1. ねんきん定期便の注意点	92
2. 年金の繰上げ	95
3. 高額報酬経営者の在職老齢年金	103
4. 厚生年金保険料納付額と在職老齢年金	108
5. 支給開始年齢以降の保険料負担	111
6. 支給開始年齢以降の保険料と年金	114
7. 支給停止と繰下げの違い	117

8. 長期加入者の特例・加給年金額	119
9. 年金支給停止と年金請求手続き	133
10. 公務員等期間のある女性の年金支給開始年齢	137

## 第4章 65歳以上70歳未満の社長からよくある質問

1. 年金支給停止と65歳からの年金請求手続き	142
2. 基本月額と総報酬月額相当額	144
3. 報酬比例部分の年金額・基金代行額	147
4. 65歳からの年金のもらい方・繰下げ	153
5. 役員給与設定と厚生年金加入・繰下げによる年金増額	160
6. 企業年金連合会と繰下げ意思確認書	175
7. 老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ	178
8. 繰下げに関するよくある質問・回答のまとめ	182

## 第5章 70歳以上の社長からよくある質問

1. 70歳からの在職老齢年金	186
2. 繰下げと在職老齢年金	191
3. 70歳以上社長の社会保険・年金	195
4. 昭和12年4月1日以前生まれの在職老齢年金	197

## 第6章 在職老齢年金計算 4つの間違いパターン

1. 在職老齢年金計算の基礎知識	202
2. 社長・役員の総報酬月額相当額	212
3. 総報酬月額相当額の計算	216

## 第7章 社長が自分にあった年金のもらい方を決める方法

1. 年金のもらい方の検討手順	224
-----------------	-----

## 第8章 障害年金・遺族年金についての注意事項

1. 障害厚生年金（3級）と在職老齢年金	236
2. 障害厚生年金（2級）と在職老齢年金	240
3. 厚生年金保険加入期間の月数	243
4. 夫婦の報酬月額入替えと遺族厚生年金	245
5. 社長死亡後の配偶者の報酬月額引下げと遺族厚生年金	249
6. 夫死亡後に妻が社長を継ぐ場合の年金	251

## 第9章 社長の年金と会社財務・役員退職金、イレギュラー事例等

1. 役員給与設定と会社財務	258
2. 報酬月額引下げと役員退職金	261
3. 事前確定届出給与支給回数の変更と年金	264
4. 役員給与設定変更シミュレーションの注意点	268
5. 「貸付金」と年金・社会保険	270
6. 年1回支給の役員給与と年金・社会保険	273
7. 社長・配偶者・親族以外の役員給与設定	276
8. 返納方法申出書	281
9. 70歳以上被用者不該当届の届出もれ	285
10. 社会保険の加入指導	290

## 第10章 在職老齢年金制度の今後

1. これまでの議論と今後の方向性	294
-------------------	-----

# 第1章

## 社長の年金の基礎知識

年金をいつから、いくらくらいもらえるのか、年金と報酬・賞与との調整のしくみ（在職老齢年金制度）など、まずは社長の年金の基礎知識から確認していきましょう。特に、年金と会社の決算日との関係を理解することがポイントです。



# 1. 年金の支給開始年齢と 繰上げ・繰下げ

Q1

いつから年金をもらえますか？

## 【回答】

昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの男性や昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれの女性は、要件を満たせば、生年月日・性別に応じて定められた「支給開始年齢」からもらえます。

昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの男性や昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれの女性は、要件を満たせば、65 歳からもらえます。

## ① 65 歳までの年金

昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの男性、または、昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれの女性で、次の 2 つの要件をともに満たす人は、生年月日・性別に応じて定められた「支給開始年齢」(図 1-1) から「特別支給の老齢厚生年金」をもらえます。

- ① 厚生年金保険・国民年金等公的年金に 10 年以上加入（国民年金に加入していた期間であっても、保険料未納期間は含みません）
- ② そのうち 1 年以上厚生年金保険に加入

例えば、上記①②を満たす昭和 32 年 12 月 15 日生まれの男性なら、63 歳から「特別支給の老齢厚生年金」として「報酬比例部分」のみの年金をもらえます。

上記①②を満たす昭和 34 年 12 月 15 日生まれの女性なら、61 歳から「特別支給の老齢厚生年金」として「報酬比例部分」のみの年金をもらえま

【図1-1】特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢



出典：日本年金機構「老齢年金ガイド 平成31年度版」より一部修正

す。

昭和36年4月2日以降生まれの男性や昭和41年4月2日以降生まれの女性は、「特別支給の老齢厚生年金」をもらえません。

## ② 65歳からの年金

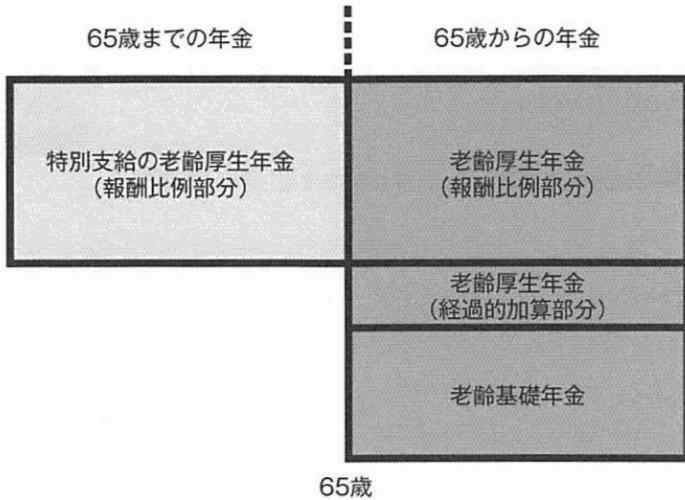
次の2つの要件をともに満たす人は、65歳から「老齢基礎年金」および「老齢厚生年金」をもらえます。

- ① 厚生年金保険・国民年金等公的年金に10年以上加入（国民年金に加入していた期間であっても、保険料未納期間は含みません）
- ② そのうち1か月以上厚生年金保険に加入

「老齢厚生年金」は、「報酬比例部分」と「経過的加算部分」の2つからなります。

「経過的加算部分」は、「差額加算」ともいわれます。

【図1-2】社長の年金の基本形 「65歳までの年金」と「65歳からの年金」



### ③ 年金は、もうう権利が生じた月の「翌月分」から、もうう権利が無くなつた「月分」までもらえる

年金は、もうう権利が生じた月の「翌月分」からもらえます。

例えば、2ページの①②をともに満たす昭和32年12月15日生まれの男性なら、令和2年12月14日（誕生日の前日）<sup>\*1</sup>に特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢（63歳）となりますので、その翌月分、つまり、令和3年1月分から、特別支給の老齢厚生年金をもらえます。

また、年金は、もうう権利が無くなつた「月分」までもらえます。

前述の男性は令和4年12月14日（誕生日の前日）に65歳となります。65歳になると特別支給の老齢厚生年金をもうう権利が無くなりますので、特別支給の老齢厚生年金をもらえるのは、その月（令和4年12月）分までです。その代わり、65歳になると「65歳からの年金」をもうう権利が生じます。そして、65歳到達月の翌月分（令和5年1月分）から、老齢基礎年金および老齢厚生年金をもらえます。

その後、この人がもし令和25年1月20日に亡くなつたとしたら、老齢基礎年金および老齢厚生年金は、その月（令和25年1月）分まで支給されます。

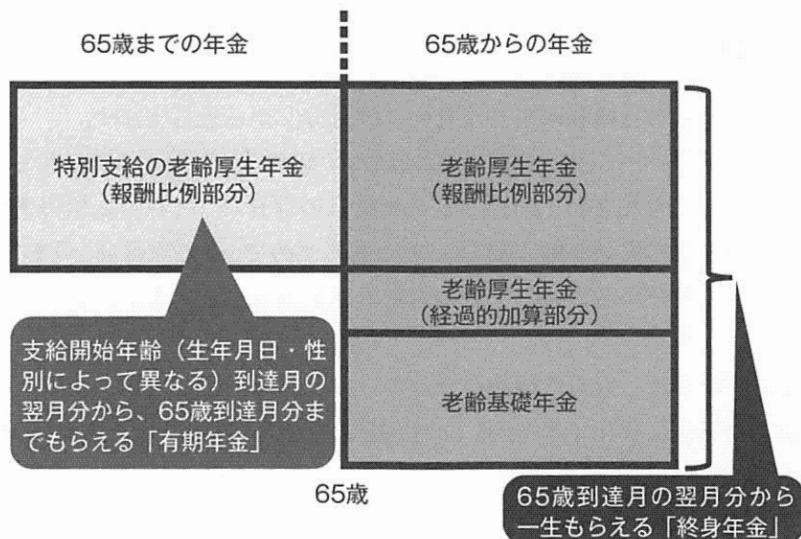
「特別支給の老齢厚生年金」は、支給開始年齢到達月の翌月分から65歳到達月分まで支給される「有期年金」です（65歳到達月までに死亡した場合は、死亡月分まで支給されます）。

一方、「老齢基礎年金」・「老齢厚生年金」は65歳到達月の翌月分から死亡月分まで支給される「終身年金」です。

---

※1 年齢は出生の日から計算しますので、ある年齢に達する日は「誕生日の前日」です。

【図1-3】65歳までの「有期年金」と65歳からの「終身年金」



#### ④ 65歳からの年金は、「繰上げ」や「繰下げ」もできる

65歳からの老齢基礎年金や老齢厚生年金には、「繰上げ」・「繰下げ」という制度があります。

「繰上げ」とは、65歳からの老齢基礎年金および老齢厚生年金を前倒しでもらい始めるものです。早くから年金をもらえる代わりに、繰り上げた月数（最高60か月）×0.5%、年金額が一生減額されます。繰上げ請求をした月の翌月分から、減額された年金が支給されます。

老齢基礎年金と老齢厚生年金は一緒に繰り上げる必要があります。どちらか片方の年金だけを繰り上げることはできません。

例えば、60歳0か月で老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰上げ請求した場合、老齢基礎年金・老齢厚生年金とも、原則通り65歳からもらう場合と比べて、30%減額された年金を一生にわたってもらうこととなります（減額率 = 60か月 × 0.5% = 30% 7ページ図1-4参照）。

## ■著者プロフィール

### 奥野 文夫（おくの ふみお）

奥野社会保険労務士事務所・FP 奥野文夫事務所所長。一般社団法人  
社長の年金コンサルタント協会代表理事。京都中小企業互助協会理事長。

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナーとして開業 20 年超の  
実務経験を活かし、社長の年金コンサルティングやセミナーを行ってい  
る。

毎月 100 件以上の相談対応を行う中、「社長の年金」に関する情報不足・  
誤解が原因で残念な思いをしている経営者が多いことに驚く。

「もっと早くに知っていたら」と後悔する社長を一人でも減らすため、  
セミナー等の情報提供や、事業計画・社長のライフプランを踏まえた役  
員給与設定のコンサルティングを行っている。

「会社の収益の向上に役立っています」等喜びの声多数。

著書に『[社長の裏技] 年金をもらって会社にお金を残す』(ぱる出版)、  
『社長、あなたの年金、大損してますよ！』『60 歳からの働き方で、も  
らえる年金がこんなに変わる』(WAVE 出版)、『現役社長・役員の年金』  
(経営書院) がある。

平成 30 年 4 月より「保険毎日新聞」にて社長の年金について連載執  
筆中。

### ●経営者向け無料メール相談実施中（予告なく終了することがあります）

<https://www.syakaihoken.jp/>

### ●経営者団体等からの「社長の年金」セミナーご依頼はこちら

<https://www.syakaihoken.jp/seminar>

### ●社労士・税理士・FP 等向け「社長の年金」講座はこちら

<https://shachou-nenkin.org/>